

[保健省決議 239-2020-MINSA 号 \(4月29日公布\) 要約](#)

【追記・修正】 [保健省決議 265-2020-MINSA 号 \(5月7日公布\)](#)

[保健省決議 283-2020-MINSA \(5月13日公布\)](#)

「従業員の新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」

目的：職場における従業員の新型コロナウイルス（COVID-19）感染を予防するためのモニタリングと健康管理を目指す。

職場リスクレベル分類

①低リスク（または要注意レベル）：

感染疑義者との接触機会がない、または他人と頻繁に 2メートル以内の距離で接近しない職場。一般客や同僚との接触が最低限の職場（例：医療機関以外の清掃員、管理職、顧客対応のない管理部門の従業員など）。

②中リスク：

感染の可能性のある人物との頻繁な接触または 2メートル以内の接近を伴う職場（例：警察官、軍人など衛生緊急事態期間中に住民管理の業務に従事する者、COVID-19 対応はしていない医療機関の清掃員、空港職員、教員、市場従業員、警備員と顧客サービス員、受付、銀行窓口業務、スーパーマーケットのレジ職員など）。

③高リスク：

感染疑義者または感染者と関わるリスクが高い職場（例：COVID-19 患者治療現場に入る医療従事者またはその他の労働者、感染の疑いまたは症状がある患者を輸送する救急車の乗員、感染地域の消毒を行う作業員、感染者を輸送する救急車両の運転手、葬儀社・遺体安置所・火葬場の従業員など）。

④最高リスク：

感染者と直接接触する職場（例：感染者対応の医療従事者、感染者または感染疑義者の検体採取またはラボ検査を行う医療従事者、感染者またはその疑いがある人物の遺体を安置する安置所従業員など）。

職場再開に向けての準備ガイドライン

①「**職場における COVID-19 モニタリング・予防・健康管理計画**」の作成

・労働安全健康委員会（Comité de Seguridad y Salud en el Trabajo）または職場の安

全健康監督者に (supervisor de Seguridad y Salud en el Trabajo) 48 時間以内に提出。

- ・計画書には、検疫ガイドラインを守るための具体的な作業内容を明示。
- ・計画書には、従業員数、職場露出リスクレベル、モニタリングや予防策の内容を明示。
- ・計画書は保健省 (MINSA) の COVID-19 管理システム (SICOVID-19) に登録される。提出

先メールアドレス : mesadepartesvirtual@minsa.gob.pe

- ・計画書は、国家保健監督庁 (SUSALUD) および労働監督庁 (SUNAFIL) にもそれぞれの検査業務のために共有される。

② 「7つの基礎ガイドライン (義務)」の厳守

【ガイドライン1】職場の清掃と消毒

- ・職場の各部屋、家具、用具、パソコン、車両の消毒作業。
- ・毎日、始業前に本ガイドラインの確認を行う。
- ・清掃消毒要員の安全と必要な研修を行うと同時に職場環境に合わせた消毒剤を用意する。

【ガイドライン2】職場復帰前の従業員の健康状態の確認

・職場の安全健康専門家 (profesional de Seguridad del Servicio y Salud en el Trabajo) は、従業員に対して以下を実行する。

- －各職場の感染リスクレベルを本ガイドラインに応じて識別する。
- －職場復帰のための宣誓供述書 (COVID-19 症状の確認) の事前記入。
- －職場に入る前の検温。
- －雇用主負担において、COVID-19 の PCR 検査または抗体検査の実施 (最高リスク、高リスク、中リスクの職場のみ)。低リスク職場については、職場の安全健康専門家の判断に委ねる。

※本項の実施状況が、健康安全管理者による従業員の復帰を決める評価基準となる。

・低リスクの職場において、感染の疑いが発生した場合は、以下を実行する。

- －保健省指定の COVID-19 疫学記録を適用。
- －保健省規定に従い、感染疑いの従業員に対して PCR 検査または抗体検査の実施。
- －自宅での接触の確認。
- －管轄区域の保健所に報告。

具体的な行動については、保健省決議 193-2020-MINSA 号で承認された「ペルーにおける COVID-19 感染者の予防、診断と治療のための実務書」を参考にする。

感染の疑いがある従業員に対する遠隔での臨床フォローアップを毎日実施。

感染の疑いがある従業員については、14 日間の隔離後、職場の健康安全専門家による診断を受けた後に職場復帰をする。

【ガイドライン3】手指の洗浄と消毒の義務化

雇用主は、従業員が手指の洗浄および消毒を自由に行えるための環境（洗面所、蛇口、薬用石鹸、紙タオル）とアルコール消毒ジェルを確保する。

始業前に消毒せずに蛇口やドアノブを触れないために、洗浄ポイント、またはアルコール消毒ジェルは、職場の入り口に配置。

手洗いまたは、消毒ジェルの配置箇所の上には、適切な洗浄方法の案内板を設置する。

【ガイドライン 4】 職場における感染予防指導の徹底

従業員の感染予防意識を高めるため、職場の健康安全専門家は、以下の指導を行う。

－コロナウイルスと職場における感染予防法に関する情報の研修や、社内案内板への掲示。

－手洗い、肘などで口を押えての咳とくしゃみをする事、顔を触らないなどの指導。

－就業時間中のマスク着用の義務化。マスクの種類は、職場のリスクレベルに応じて採用。

－症状を感じた際には早急に報告することを指導。

－従業員の疑問に対応するための措置を講ずる。

－常に職場に限らず、社会および各家庭における感染予防教育を行う。

－感染被害を避けるための教育を行う。

【ガイドライン 5】 総合予防策の導入

職場環境における感染ルートを検討した予防策の導入。

－換気の徹底。

－従業員間の 1 メートル以上の社会的距離の確保と、マスク着用（リスクレベルに応じてマスクの種類を決める）の義務化。

－高性能マスク（FFP2 や N95）の着用は、医療関係者のみとする。

－職場が、食堂、エレベーター、更衣室、お茶室、通勤車両などを有する場合は、利用者同士の 1 メートル以上の社会距離の確保と、利用の順番の遵守を徹底する。

－緊急事態宣言およびその後の保健省が指定する期間中の会議や研修は、出来るだけ遠隔方式（バーチャル形式）で行うこと。

－実際の対面での会議が必要な場合は、参加者間の距離の確保、マスク着用の義務化を徹底する。なお、この様な会議の開催は例外的なものに限る。

－顧客窓口対応の従業員については、感染保護のためのマスク提供や、衝立またはシールド類の設置などの措置を施す。

－従業員用の野営地や宿舎の場合、ベッドの間の距離は 1.5 メートル以上とする。

－職場の共有スペースに入室する前の履物の洗浄と消毒の徹底。

－職場に入室する際の混雑を避ける。

－感染予防のためのメカニズムを考える。

－使用済みの防疫装備の廃棄場所の設置。

【ガイドライン 6】 個人防疫のための措置

雇用主は、従業員の感染予防のための防疫装備（表 2 参照）を保障し、その適切な利用を健康安全専門家の指導の下で行う。なお、高性能マスク（FFP2 や N95）の着用は、新型コロナウイルスにさらされる危険性が高い従業員のみとする。

【ガイドライン 7】 COVID-19 を前提とした従業員の健康のモニタリング

雇用主は、緊急衛生事態宣言期間中、常に従業員の健康のモニタリングを実施する。

- －保健省が指定する期間中のモニタリングの徹底。
- －始業前・終業後の従業員の検温の徹底。
- －各従業員の検温作業の責任者は、各職場の健康安全専門家とする。
- －38 度以上の発熱をした従業員に対する COVID-19 診察の実施。
- －最高リスクの職場における検温は、始業前・終業後の他、就労中も実施する。
- －発熱や症状から感染の疑いありと職場の健康安全専門家によって認められた従業員

は、以下を実施する：

- ①保健省指定の COVID-19 疫学記録を適用。
- ②保健省規定に従い、PCR 検査または抗体検査の実施。
- ③保健省プロトコルに従って職場での接触確認。
- ④当該感染疑義者との接触が確認された従業員の PCR 検査または抗体検査の実施（費用は雇用主負担）。

⑤自宅での接触の確認。

⑥管轄区域の保健所に報告。

－感染症がもたらす、その他の心身に影響する従業員の状態のモニタリング。身体的負荷（勤務時間、長時間同じ姿勢による勤務、反復作業など）、心理的ストレス（雇用条件、精神的負荷、労働負荷、家事との両立など）、その他 COVID-19 パンデミック下で働くことによって生じる症状について、予防策または対策を講じる。

－予防策の中で、メンタルヘルス対策も講じること。

－障害を持つ従業員に対しては、その保護を目的とした特別な配慮を講ずること。

－職場で感染が発生した場合、所管の担当衛生局はただちに労働監督庁（SUNAFIL）に報告をする。同庁は、法律 28806 号「労働監査一般法」の第 15 項に基づき、労働作業の停止または禁止を命じる。

－緊急衛生事態宣言期間に従業員の COVID-19 の検査を自社の保健室や医務室で、直接自社で購入した検査薬で行う場合は、所管の保健省出先機関（地域衛生統合ネットワーク（DIRIS）、地域保健局（DISA）または DIRESA（州保健局）、州保健監督局（GERESA）を通じて、国家疫学ネットワークにとして登録すること。その上で、実際に感染者が発生した場合は、ただちに COVID-19 モニタリングアプリを通じて国立疫病対策センター（CDC-Peru）報告すること。

COVID-19 モニタリングアプリ入手先：<https://app7.dge.gob.pe/covid19/inicio>

－緊急衛生事態宣言期間の感染者と接触した者へのフォローアップは、職場の健康

安全専門家と、それぞれの地域の保健省出先機関（DIRIS、DISA、DIRESA、GERESA）が連携して行う。最初のフォローアップは自宅訪問形式で行い、その後 14 日間は電話で実施可能。

③ 職場復帰のための注意事項

（感染が確認された従業員）

—職場の健康安全専門家は、各従業員のモニタリングを継続するために、全ての従業員の感染データ（無症状および軽症者の場合は 14 日間の自宅隔離後のデータ、重症者など入院していた場合は退院から 14 日間の自宅待機後のデータ）を把握しておく。

—職場復帰する従業員は、第一にテレワーク勤務の可能性について検証する。テレワークでの対応が出来ない場合は、職場リスクレベルに応じて、マスクなど必要装備を常時着用し、復帰後営業 14 日間は症候学的モニタリングを実施する。また、執務スペースは人が込み合うところ避ける。

（作業危険度が高い職場）

—長期的に自宅待機が及んだ事により、作業場の危険な機械や工具を久しぶりに使用する従業員に対する危険防止のための研修や対策を講ずること。

（COVID-19 感染リスクの高い従業員の職場復帰禁止）

—以下の従業員と、職場の健康安全専門家が指名した従業員は、現行規定に基づき、緊急衛生事態宣言期間中は、自宅隔離を継続し、職場への復帰は認められない。なお、テレワーク勤務が可能な従業員については、現行のテレワーク勤務規定に従うこと。

- 65 歳以上の従業員
- 高血圧症のある従業員
- 重度の循環器系疾患のある従業員
- 癌疾患のある従業員
- 慢性的な糖尿病疾患のある従業員
- 肥満度 BMI40 以上の従業員
- 中度または重度の喘息疾患のある従業員
- 慢性呼吸器疾患のある従業員
- 透析治療中の慢性腎不全疾患のある従業員
- 免疫抑制剤治療を受けている従業員

—出勤は認められるが、BMI30 以上の従業員に対して雇用主は感染リスクを軽減するため、体重管理、健康的な食生活、運動など、特別な注意を払い、かつ「職場における COVID-19 モニタリング・予防・健康管理計画」にもその内容を記すこと。

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

以上

(ジェトロリマ事務所作成)

表1 職場の安全健康専門家配置義務

従業員の健康安全責任者	職場タイプ1 (大統領令003-98-SA号に含まれない業種)	職場タイプ2 (大統領令003-98-SA号に含まれる業種)	職場タイプ3	職場タイプ4	職場タイプ5
	従業員数20名以下	従業員数20名以下	従業員数21名以上、100名以下	従業員数101名以上、500名以下	従業員数500名以上
雇用主	要(注1)	要	要	要	要
看護師・免許保有者(注2)		要	要	要	要
医師(注3)				要	要

(注1) 従業員20名以下で、大統領令003-98-SAに含まれない業種の企業については、雇用主は労働衛生専門家または社会保険庁(ESSALUD)の職場リスク防止センター(CEPRIT)の専門家に相談することが出来る。

(注2) 職業訓練または関連訓練を受けた看護師。週最大36時間または月最大150時間勤務(昼間・夜間含む)。従業員1000人毎に1名配

(注3) タイプ5の職場の場合、職業医学または産業医学の専門で、医学部または産業健康安全の修士課程を卒業した医師。タイプ4は、職業医学の大学卒業証書を有する医師。就労時間は、従業員500名以下で最大週18時間、500名以上で最大週36時間(昼間・夜勤含む)。従業員1000名毎に医師1名を配置。

(注4) タイプ3から5までの職場については、大統領令003-98-SA号に関係なく全ての業種が対象となる。

(出所) 保健省決議239-2020-MINSA号

表2 職場別要準備個人防護用品

職場感染 リスクレベル	個人保護装備品						
	医療用マスク	外科用N95 タイプマスク	フェイス シールド	防護ゴー グル	防護 手袋	防護服	防護 ブーツ
最高リスク		要	要	要	要	要	要
高リスク		要		要	要	要(注1)	
中リスク	要						
低リスク	要(注3)						

(注1) 前面用またはガウンタイプ。

(注2) 上記装備は最低限義務付けられているものである。健康安全管理者の評価により、追加装備を手配する必要もある。医療用マスク、外科用N95タイプマスク、防護手袋、防護服は、関連規範と認証を取得した物でないといけない。

(注3) 低リスク職場の場合は、医療用でないマスクでも可。

(出所) 保健省決議239-2020-MINSA号